

小松市介護保険住宅改修費受領委任払実施要綱をここに公表する。

令和2年11月2日

小松市長 和田 慎司

小松市介護保険住宅改修費受領委任払実施要綱

(受領委任払の実施)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。

）第45条第1項の規定により支給される居宅介護住宅改修費及び法第57条第1項の規定により支給される介護予防住宅改修費に関し受領委任払を実施するものとし、その要件及び手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(受領委任払)

第2条 この要綱において「受領委任払」とは、次の各号に掲げる給付の区分に応じそれぞれ当該各号に定める者からの委任を受け当該者以外の者に当該給付（当該給付の限度額が当該委任の額を超えるときは当該限度額を上限とする額の給付）を行うことをいう。この場合において、市長が当該各号に定める者以外の者に当該給付を行ったときは、次の各号に掲げる給付がそれぞれ当該各号に定める者にあつたものとみなす。

(1) 法第45条第1項の居宅介護住宅改修費 当該居宅要介護被保険者

(2) 法第57条第1項の介護予防住宅改修費 当該居宅要支援被保険者

2 前項の規定にかかわらず、前項各号に定める者が次に該当するときは、前項の委任を行うことができない。

(1) 法第66条第1項の規定により被保険者証に支払方法変更の記載を受けているとき。

(2) 法第67条第1項又は第2項の規定により保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止められているとき。

(3) 法第68条第1項の規定により被保険者証に保険給付差止の記載を受けているとき。

(4) 法第69条第1項の規定により被保険者証に保険給付額の減額等の記載を

受けているとき。

- (5) 高齢者施設等へ入所，または医療機関へ入院しているとき。
- (6) 小松市在宅支援型住宅リフォーム推進事業実施要綱（平成8年小松市要綱）に定める助成の申請を行う場合に，併用して前項各号に定める住宅改修費の支給申請を行うとき。

（受領委任払を受けることができる者）

第3条 受領委任払を受領することができる者は，前条各号に掲げる給付の区分に対応する住宅改修費に係る改修工事を施工した者であって，次条の登録を受けたものとする。

（住宅改修施工者の登録）

第4条 前条の登録（以下単に「登録」という。）を受けようとする者は，介護保険住宅改修費受領委任払取扱事業者登録（変更）申請書兼誓約書（様式第1号）に事業者登録証（石川県バリアフリー住宅改修事業者登録実施要領第10第2項に定めるバリアフリー住宅改修事業者登録証をいう。以下「登録証」という。）を添えてあらかじめ市長に住宅改修施工者の登録の申請をしなければならない。

- 2 市長は，前項の申請を受けたときは，当該申請の可否を審査し，速やかにその結果を当該申請者に通知するものとする。
- 3 市長は，前項の審査の結果住宅改修施工者の登録をしたときは，法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者，法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者（以下「居宅介護支援事業者等」という。）及び第2条各号に規定する居宅要介護被保険者及び居宅要支援被保険者に対し登録業者（この項の登録を受けた者をいう。以下同じ。）の情報の提供を行うことができる。

（登録の有効期間）

第5条 前条第3項の登録の有効期間は，同項の登録の日から当該登録業者の登録証に記載された有効年月日までとする。

（受領委任払の請求）

第6条 第2条第1号の居宅要介護被保険者が法第45条第1項の居宅介護住宅改修費の受領委任払を受けようとするときは，第3条の施工に着手する前に，あらかじめ介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（受領委

任払い用) (様式第3号) に法施行規則第75条第3号及び第4号までに掲げる書類を添えて市長に提出し、第3条の施工が完了した後に同条第5号から第7号までに掲げる書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、第2条第2号の居宅要支援被保険者が法第57条第1項の介護予防住宅改修費の受領委任払いを受けようとするときに準用する。この場合において、同項中「第2条第1号の居宅要介護被保険者が法第45条第1項の居宅介護住宅改修費の」とあるのは「第2条第2号の居宅要支援被保険者が法第57条第1項の介護予防住宅改修費の」と、「法施行規則第75条第3号及び第4号」とあるのは「法施行規則第94条第3号及び第4号」とそれぞれ読み替える。

3 市長は、第1項(前項で準用する場合を含む。以下この項において同じ。)に規定する申請書等(前項で準用する場合を含む。)を受け取ったときは、その支給の適否を決定し、第1項に規定する申請を行った者に通知するものとする。

(領収証の交付)

第7条 登録業者は、被保険者から利用者負担額(住宅改修に要した費用から住宅改修費を差し引いた額をいう。以下同じ。)の支払を受けたときは、当該被保険者に領収証を交付しなければならない。

2 前項の領収証には、当該住宅改修について、被保険者から支払を受けた利用者負担額を記載するものとし、住宅改修に要した費用の額の他に支払を受けたときは、その区分ごとの明細を記載しなければならない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年12月1日から施行する。